

「2つの給付金」 の申請はお済ですか？

平成28年度臨時福祉給付金及び、年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の申請はお済ですか？

この給付金の朝日町の申請期限は12月26日（月）までです。

※平成28年度臨時福祉給付金について

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。対象者1人につき3千円が支給（支給は1回です。）されます。

次の（1）から（4）の要件を全て満たされた方が平成28年度臨時福祉給付金の対象者となります。

- （1）基準日（平成28年1月1日）において、市町村の住民基本台帳に記録があること（外国人を含む）。
- （2）市町村民税（均等割）が非課税であること（平成28年度の課税状況により判断）。
- （3）市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族ではないこと。
- （4）次のアからエに当てはまらないこと。
 - ㊦ 生活保護制度の被保護者
 - ㊦ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
 - ㊦ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者
 - ㊦ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護を受けている者

※年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） について

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

対象者1人につき3万円が支給（支給は1回です。）されます。

平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、次の（5）の要件を満たされた方が年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の対象者となります。

- （5）障害・遺族基礎年金受給者で以下のいずれかの要件に当てはまること
 - ㊦ 平成28年度中に65歳未満の者（昭和27年4月2日以降に生まれた者）
 - ㊦ 平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前に生まれた者）で年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給していない者

○申請方法

申請書の提出が必要です。（申請書は保険福祉課でお渡しします。）

【問い合わせ先】 保険福祉課 TEL 377-5659